

はじめに



平成13年（2001年）4月に施行された「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の前文には、「私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。」と明記しています。

私たち一人ひとり、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければなりません。

しかしながら、こうした人権尊重の理念がすべての県民に十分に浸透しているとはいえない状況にあります。また、今日においても、性的指向や性自認に関する課題や外国人等に対するヘイトスピーチが大きな社会問題となるなど、人権をめぐる状況は複雑化・多様化しています。

そのなかでも同和問題は、同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることを理由に、日常生活のうえで様々な差別を受けるという深刻な問題です。

平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

この法律は、差別発言等の事象が発生するなど、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネット上で差別を助長するような書き込みが行われるなど、情報化の進展に伴って差別の状況に変化が生じていることも踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

私たちは、誰であろうと親や生まれる場所を選ぶことはできません。

本人に責任のないことで差別をされることはおかしいと思いませんか。

人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげるとは、私たちみんなの願いであり、また責務です。

そして、私たち一人ひとりの行動が、21世紀を真の人権の世紀にするための大きな鍵なのです。

この冊子をご活用いただき、同和問題を正しく理解・認識し、差別をなくす行動につなげていただければ幸いです。

目次

同和問題	
同和問題(部落差別)とは	1
事例に学ぶ	
・インターネット上の差別書き込み	3
・同和地区の問い合わせ	5
・身元調査	7
・差別発言・差別落書き	9
同和問題の解決に向けて	11
えせ同和行為	13
同和問題の解決に向けた取り組みから得た財産	14
関係法令など	15



《ジンケンダー》とは？

「ジンケンダー」は、滋賀県の人権啓発キャラクターとして、平成23年（2011年）に生まれました。ジンケンダーは自分のことを「ぼく」と呼びますが、性別はわかりません。また、ジンケンダーはいわゆる「戦隊モノ」ではありません。

ジンケンダーは、みなさんの人権を守るために、日々活動しています。ジンケンダーは、困っている人がいたら助けようとし、目の前に問題が起こっていると何とか解決しようとし、でも、なかなかうまくいかずにつっこけたりします。しかし、いつも周りの人がそれを見て助けてくれて、最後は問題が解決に向かいます。ジンケンダーはいつも、人権の大切さをみなさんに知ってほしいと思っています。